

総件数：19件

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数
00001	2018年06月30日	夕刊	1 社会	009	01311文字

罹災証明認定、自治体でまちまち 大阪北部地震 【大阪】

大阪府北部を震源とする地震で、住宅被害は1万9千棟を超えた。公的支援を受けるのに必要な罹災（りさい）証明書を迅速に発行するため、被災者が撮った自宅の写真で被害を認定する「**自己判定方式**」を多くの自治体が採用する一方、現地調査をする自治体もあり、対応が分かれている。▼1面参照



■写真確認でOK 「自己判定方式」の高槻

「**自己判定方式**」は、全壊や半壊ではなく一部損壊の認定に限られるが、自治体は現地調査の手間が省け、罹災証明を早く発行できる。今回、災害救助法が適用された大阪府内13市町のうち、茨木市や高槻市など9市町が導入した。

「ほら見て。基礎が地面から浮き上がってるでしょう」。高槻市役所を訪れた市内の会社員女性（45）は、スマートフォンの画像を市職員に見せた。業者から修理に300万円以上かかると言われたという。

高槻市は一部損壊が5500棟（30日午前8時時点）。25日から、窓口でスマホなどで写真を示してもらっただけで証明書を発行するようにした。30日までの6日間で計3912件を「即日発行」した。

一部損壊は、被災者生活再建支援制度に基づく支援金が支給されない。ただ、過去の災害では義援金の分配や公共料金の減免を受けられた例があり、申請が相次いでいるとみられる。

茨木市の一部損壊は6919棟（29日午前7時時点）。23～29日に証明書を発行した約1020件のうち9割以上が**自己判定方式**だ。市の担当者は「現地で確認するのが理想だが、**自己判定方式**の導入で、本当に調査が必要な家屋に人員を回せる」と話す。

■大阪は現地調査 導入しない自治体も

内閣府によると、**自己判定方式**が導入されたのは、一部損壊が約74万棟に上った2011年の東日本大震災からだ。仙台市は独自に、被害状況が分かる写真の提示で証明書を発行。一昨年熊本地震でも、熊本県合志市が即日発行した。

こうした動きを受け、内閣府は今年3月、「被害認定基準運用指針」を改定。**自己**

判定方式の推奨を始めた。

大阪府は地震3日前の今月15日に指針の説明会を市町村向けに開催。今回の地震で初の運用となるため、21日にも説明会を開いた。

しかし慎重なところもある。大阪市は導入を発表し、25日朝から受け付けたが、3時間で中止。吉村洋文市長は同日の会見で、理由を「本当に地震で（被害が）できたものか、そうでないのか、大阪市はきちんと判断できる態勢が整っている」と説明。全半壊と同様に市の調査員が現地調査する方針を示した。摂津市と交野市、四條畷市も見送った。

府は他の建物を自宅と偽るなど悪質な申請を防ぐため、表札や近隣の家も写し込む撮影方法の指導を自治体に促している。ただ、**自己判定方式**を導入した市の職員からは「疑ったらきりが無い」との声も漏れる。

内閣府の担当者は「証明書をいかに早く出すか。**自己判定**も窓口に人手が必要で、件数が少なければ職員が調査に回った方がいい。バランスを考えて判断してほしい」と話している。（室矢英樹、波多野陽、半田尚子）

【写真説明】

スマートフォンで撮影した画像を示し、自宅の損壊状況を高槻市職員に説明する被災者の女性（左）＝27日、大阪府高槻市

■聞蔵IIビジュアル・フォーライブラリー及びその収録記事・画像等は、日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用できる著作権法上の例外的なケースを除き、収録記事・画像等を本サービスの利用規定に定める範囲を超えて無断で複製、公衆送信、翻訳、翻案、配布、販売等を行うことはできません。その他、朝日新聞社及び第三者の権利を侵害する一切の利用をお断りします。→「聞蔵 著作権について」は [こちら](#)

Copyright (c) The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.